

アクロス福岡匠ギャラリーにおける企画展の実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伝統文化の振興を目的としたアクロス福岡匠ギャラリー（以下「匠ギャラリー」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用)

第2条 利用は、伝統工芸品・民芸品（手作業を中心とする伝統的な技法により制作された日常生活に役立つ物品及び玩具をいう。）の振興を目的とした、匠ギャラリー企画展（以下「企画展」という。）とする。

2 企画展は、伝統工芸品・民芸品の作品の展示、作品の制作及び使用の実演、制作体験指導等とし、かつ、実演・体験等によるふれ合いの場を設定するものとする。

3 利用は入場無料とし、入場制限を行ってはならないものとする。

4 展示物等の販売については、アクロス福岡匠ギャラリー企画展における販売に関する事項に定めるものとする。

(利用対象者)

第3条 利用の対象者は、次のとおりとする。

(1) 福岡県内において伝統工芸品・民芸品の製作に専門的に携わっているもの

(2) 福岡県外において伝統工芸品・民芸品の製造に専門的に携わっているもので(1)に掲げるものと共催するもの

(3) その他公益財団法人アクロス福岡（以下「アクロス福岡」という。）が適当と認めるもの

(利用期間等)

第4条 企画展の利用期間は、原則として1週間以内とし、利用できる年間の回数は、第3条の利用対象者につき、原則として1回とする。（経済産業大臣指定伝統的工芸品の産地組合が行う企画展を除く。）

2 利用時間は、原則として午前10時から午後6時までとする。

(利用申込み)

第5条 利用の申込みは、アクロス福岡が定める匠ギャラリー利用申込期間内に行うものとする。

2 利用の申込みは、利用申込者（以下「申込者」という。）が匠ギャラリーの利用申込書及び添付書類（以下「申込書等」という。）をアクロス福岡に提出して行うものとする。

(利用の承認)

第6条 利用の承認については、申込書等の内容をアクロス福岡が審査し、決定するものとする。この場合において、アクロス福岡が認める場合は、申込書等の内容を変更して承認することができるものとする。

2 アクロス福岡は、利用承認の審査をするために必要があると認める場合は、申込者に対して、第3条に定める利用対象者であることを証明する資料及び企画内容に関する資料等の提出を求めることができるものとする。

3 アクロス福岡は、申込者に対して、第1項の審査結果を速やかに文書で通知するものとする。

(利用料金等)

第7条 匠ギャラリー及び貸出備品の利用料金については、無料とする。ただし、利用に際しての展示品、物産等の搬入・撤去、装飾等に係る経費については、利用を承認されたもの（以下「利用者」という。）の負担とする。

2 利用者は、匠ギャラリー運営に要する費用として、次に掲げる負担金（消費税を含む。）を負担しなければならない。

一 経済産業大臣指定伝統的工芸品に係る利用 1企画1万円

二 一以外に係る利用 1企画3万円

(利用承認の取消等)

第8条 アクロス福岡は、次のいずれかに該当する場合は、利用承認の取消、利用の中止又は内容の変更を命ずることができるものとする。

- (1) 申込書等の内容に虚偽の記載があった場合
- (2) 利用の方法が、申込書等又は利用承認の内容と著しく異なる場合
- (3) アクロス福岡等の施設管理者の指示に従わない場合
- (4) 利用の形態及び展示内容が、福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年福岡県条例第5号）第6条に該当する場合
- (5) その他施設の運営上、支障があると認められる場合

2 利用者は、前項各号のいずれかに該当して、利用承認の取消、利用の中止又は内容の変更を命じられたことにより、損害等が発生した場合であっても、アクロス福岡に損害賠償を求めないものとする。

(原状回復)

第9条 利用者は、利用終了後、直ちに匠ギャラリー及び貸出備品等を原状に回復しなければならない。

(利用者の賠償責任)

第10条 利用者は匠ギャラリー及び貸出備品等を破損、滅失又は汚損（以下「破損等」という。）した場合は、直ちにアクロス福岡に届けなければならない。

2 前項の破損等が利用者の故意又は過失によるものである場合は、利用者は、その損害を賠償するものとする。

(アクロス福岡の賠償責任)

第11条 匠ギャラリーの利用に際し、次の各号のいずれかに該当する場合は、アクロス福岡は、その賠償の責めを負わない。

- (1) 展示品、物産等の紛失、盗難及び破損があったとき
- (2) 利用者の責めに帰すべき事由により、利用者が損害を被ったとき
- (3) 利用者の責めに帰すべき事由により、第三者が損害を被ったとき

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、匠ギャラリーの利用に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 アクロス福岡匠ギャラリー企画展における販売要領（平成24年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

アクロス福岡匠ギャラリー企画展における販売に関する事項

アクロス福岡匠ギャラリーにおける企画展の実施要綱第2条第4項の規定による、展示物等の販売に関する取り扱いは下記のとおりです。

記

1 承認要件

- (1) 販売は、企画展の主たる目的である展示・実演等に付随して行われるものであること。
- (2) 飲食物を販売する場合にあつては、アクロス福岡が認めた範囲のものであること。

2 販売手数料

展示物等販売に伴う販売手数料は徴しません。

3 注意事項

- (1) 販売を行う場合は、その旨を看板等により掲示してください。
- (2) 過度の販売勧誘は行わないでください。
- (3) 販売価格は、販売品ごとに価格を明示してください。(消費税等に関する表示を含む。)